



# 滋賀県税制審議会中間答申を踏まえた新たな税の検討状況

## 1 趣旨

- ・ 滋賀県税制審議会から令和8年3月4日にいただいた「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度について」の中間答申を踏まえ、新たな税に係る今後の議論の熟度を高めるための材料として提示
- ・ これをもって、新たな税の導入や新たな税の制度を決定するものではない

## 2 用途

- ・ 滋賀地域交通計画に基づく施策を前提とした上で、具体的な範囲は、県民の皆さまと議論を重ね、引き続き検討

## 3 市町への交付

- ・ 対象事業の要件や交付の方法等については、市町の意見を聞きながら引き続き検討

## 4 課税方式

- ・ 県税への超過課税方式で検討

## 5 超過課税の対象税目

- ・ 個人・法人がともに課税対象、具体的には次の税目を検討  
個人：個人県民税均等割と同税所得割の組み合わせ / 法人：法人県民税均等割、同税法人税割または法人事業税

## 6 税率

- ・ 税収規模は引き続き検討
  - ・ 個人と法人の税収割合は1：1または3：2をベースに引き続き検討
- ➡ 税収規模に応じた税率の機械的試算は次ページ

## 7 その他

- ・ 税収・用途の管理、効果検証、見直し時期等は、新たな税を導入することとなった場合に詳細を検討

## (参考) 税収規模に応じた税率の機械的試算

### 個人

#### ■ 個人県民税均等割（現在の税率：1,800円（※））

税収規模	税率（年間税額）
3億円	400円（現在の税率の22.2%相当）
5億円	700円（現在の税率の38.9%相当）
10億円	1,400円（現在の税率の77.8%相当）
20億円	2,700円（現在の税率の150%相当）

※ 標準税率1,000円+環境重視・県民協働の森林づくりを展開するための超過課税（琵琶湖森林づくり県民税）800円

#### ■ 個人県民税所得割（現在の税率：4%）

税収規模	税率	年収（給与収入）ごとの年間税額（概算）				
		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
3億円	0.023%（現在の税率の0.6%相当）	100円	300円	600円	1,000円	1,400円
5億円	0.04 %（現在の税率の1%相当）	200円	600円	1,200円	1,700円	2,500円
10億円	0.08 %（現在の税率の2%相当）	400円	1,300円	2,400円	3,500円	5,000円
20億円	0.16 %（現在の税率の4%相当）	900円	2,700円	4,800円	7,100円	10,000円

注：税額の概算は単身の給与所得者を想定。所得控除は一定の社会保険料控除および基礎控除のみを勘案。その他の所得控除や税額控除の適用状況により、税額は変動します。

■ 法人県民税均等割

税込規模	税率	資本金等の区分ごとの税率（年間税額）				
		1,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
	A：現在の税率（※）	22,200円	55,500円	144,300円	599,400円	888,000円
3億円	Aの17.1%相当	3,800円	9,500円	24,700円	102,600円	152,000円
5億円	Aの28.8%相当	6,400円	16,000円	41,600円	172,800円	256,000円
10億円	Aの58.6%相当	13,000円	32,500円	84,500円	351,000円	520,000円
20億円	Aの116.2%相当	25,800円	64,500円	167,700円	696,600円	1,032,000円

※ 標準税率+標準税率11%相当額（琵琶湖森林づくり県民税）

■ 法人県民税法人税割

【資本金1億円超または法人税額年2,000万円超の法人（現在の税率1.8%）】

税込規模	税率
3億円	0.2%（現在の税率の11.1%相当）

【上記以外の法人（現在の税率1.0%）】

税込規模	税率
3億円	1.0%（現在の税率の100%相当）

注：法人県民税法人税割の制限税率は2.0%（標準税率1.0%+1.0%）

■ 法人事業税

税込規模	税率
3億円	現在の税率の0.4%相当
5億円	現在の税率の0.7%相当
10億円	現在の税率の1.3%相当
20億円	現在の税率の2.7%相当

注：法人事業税は法人の規模や業種等によって課税標準や税率が細かく区分されるため、ここでは現在の税率に対する割合のみを記載